行田市水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 11 月 5 日

行田市長　行田邦子

行田市企業管理規程第 8 号

行田市水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

行田市水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成１８年企業管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行田市水道事業に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規程

本則中「行田市水道事業管理者の所管する」を「行田市水道事業に係る行政」に、「行田市長等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「行田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。